

千葉県指定構造計算適合性判定機関委任基準

第1 趣旨

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第18条の2第1項の規定により千葉県知事（以下「知事」という。）が法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用する法第6条の3第1項及び法第18条第4項に規定する構造計算適合性判定（以下「判定」という。）の業務を行わせることとする指定構造計算適合性判定機関（以下「機関」という。）については、この基準に定めるところによる。

第2 要件

知事が判定の業務を行わせることとする機関は、次の各号のいずれかに適合しているものとする。

- 一 国土交通大臣が指定した機関のうち、「千葉県指定構造計算適合性判定機関指定基準」に適合する機関
- 二 知事が指定した機関

第3 委任の解除

知事は、「千葉県指定構造計算適合性判定機関指定基準」に適合しない機関に対して、判定の業務を行わせないこととすることができる。

(附則)

この基準は、平成27年6月1日から施行する。